

各位

公益社団法人北海道観光振興機構
会長 小磯修二
(公印省略)

令和2年度デジタルメディアを活用した情報発信事業（台湾・香港・日本国内市場ミレニアル世代向け）の委託に係る企画提案の募集について

平素より当機構事業につきましてご理解ご協力を賜り心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2020年2月以降、訪日・来道外国人観光客が激減したが、北海道の観光情報の海外対象市場カスタマー（個人）への発信を継続し、ポストコロナの海外旅行先として「北海道」を最優先に位置付ける取り組みが重要だと考える。四季がはっきりした雄大な北海道の自然、豊かな「食」、多彩な「体験」や「文化」によって形成される北海道の高いブランド価値、ポストコロナにおける観光スポット・宿泊施設・飲食店等の「安心・安全対策」、北海道の新たな「来訪価値」について、ストーリー性のある戦略的な情報発信をデジタル広告メディア活用で行う。また、HOKKAIDO LOVE プロジェクトと連携し、北海道への関心と興味・共感を高め、今後の外国人観光客誘致のさらなる拡大につなげるため下記事業提案を募集します。

記

- 1 委託事業名 「令和2年度デジタルメディアを活用した情報発信事業（台湾・香港・日本国内市場ミレニアル世代向け）」
- 2 業務委託期間 契約締結の日～令和3年3月22日（月）
- 3 主な業務委託内容
 - (1)ランディングページを作成する。
 - (2)ランディングページを周知するための広告掲載を実施する。
 - (3)インフルエンサー、ブロガーによる北海道観光情報発信を行う。
 - (4) Facebookにあるコミュニティグループなどの活用
 - (5) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施
 - (6) 日本国内向けデジタルプロモーション
- 4 事業費 14,500,000円（消費税等込み）
- 5 今後のスケジュール（予定）
 - 7月21日（火）：公示・観光機構HPに掲載
 - 7月28日（火）：企画提案参加表明
 - 8月14日（金）：企画提案の受付・受領
 - 8月中旬：企画提案の審査、委託事業者決定
 - 8月下旬：契約締結・業務開始
- 6 その他

コロナウィルス感染症拡大状況等の理由で事業が短縮される場合があります。

【お問合せ】

公益社団法人北海道観光振興機構 海外誘客部

坂口 E-mail : e_sakaguchi@visithkd.or.jp

佐藤 E-mail : s_taichiro@visithkd.or.jp

TEL : 011-231-6736

以上

「令和2年度デジタルメディアを活用した情報発信事業
（台湾・香港・日本国内市場ミレニアル世代向け）」
に係る企画提案募集要領（指示書）

1 目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、2020年2月以降、訪日・来道外国人観光客が激減したが、北海道の観光情報の海外対象市場カスタマー（個人）への発信を継続し、ポストコロナの海外旅行先として「北海道」を最優先に位置付ける取り組みが重要だと考える。四季がはっきりした雄大な北海道の自然、豊かな「食」、多彩な「体験」や「文化」によって形成される北海道の高いブランド価値、ポストコロナにおける観光スポット・宿泊施設・飲食店等の「安心・安全対策」、北海道の新たな「来訪価値」について、ストーリー性のある戦略的な情報発信をデジタル広告メディア活用で行う。また、HOKKAIDO LOVE プロジェクトと連携し、北海道への関心と興味・共感を高め、今後の外国人観光客誘致のさらなる拡大につなげる。

2 業務実施主体及び事業実施方法

公益社団法人北海道観光振興機構（以下「観光機構」という）が主体となり民間企業等に委託して実施する。

3 企画提案応募条件等

- (1) 複数の企業等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独企業等とする。
- (2) コンソーシアムの構成員及び単独企業等は、次の要件を満たしていること。
 - ① 次のいずれかに該当する者であること。
 - I 民間企業
 - II 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人
 - III その他の法人、又は法人以外の団体等
 - ② 暴力団員又は暴力団関係事業者該当しない者であること。
 - ③ 提案事項を的確に実施する能力を有する者であること。
 - ④ コンソーシアムの構成員が単独企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。
- (3) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構にて業務打合せを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

- 4 契約方法 公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約
※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とします。

- 5 委託事業費（上限） 14,500,000円（消費税等込み）

6 委託期間及び業務スケジュール

- (1) 委託期間：契約締結の日～令和3年3月22日（月）

(2) 業務スケジュール：

- 7月21日（火）：公示・観光機構HPに掲載
- 7月28日（火）：企画提案参加表明
- 8月14日（金）：企画提案の受付・受領
- 8月中旬：企画提案の審査、委託事業者決定
- 8月下旬：契約締結・業務開始

※新型コロナウイルス感染症拡大状況等の理由で事業短縮される場合があります。

(3) 業務完了日

令和3年3月22日（月）までに全ての業務を完了すること（報告書作成業務含む）。

(4) 委託費の支払い

業務委託内容の確認を受けた後、適法な支払請求書が受理された日から90日以内に支払いを受けるものとする。

7 業務委託内容（企画提案事項）

(1) 対象市場及びターゲット

対象市場	言語	メインターゲット	サブターゲット
台湾	繁体字	ミレニアル世代	来道リピーター
香港	繁体字	ミレニアル世代	来道リピーター
日本国内（おもに首都圏）	日本語	ミレニアル世代（FIT）	アクティブシニア（夫婦）

*ミレニアル世代：1980年代から2000年代初頭までに生まれ、インターネットが普及した環境で育った最初の世代で、パソコンよりスマホやタブレットを駆使する。小学生の頃に家族旅行の経験が多く、旅行にはアグレッシブ。LINEで友人と繋がり、TwitterやFacebookも好む。情報の収集はSNSがトップ。

① 情報発信内容

上記のターゲットを意識した情報発信内容とする。

- I ミレニアル世代が楽しめる場所 アウトドア体験、食、風景など
- II 北海道の新たな魅力発見の情報 インスタ映えする景色 食 カフェなど
- III 来道リピーターは既に来道経験があるため、一つのコンテンツに対し、従来とは違う視点で魅力を発信する
例：函館の夜景
函館山山頂から眺める夜景は「表夜景」といい、初めて函館を訪れる人の定番観光地。一方、城岱（しろたい）牧場から、逆に函館山方向を眺めるのが「裏夜景」という。観光の定番の「函館夜景」の新たな魅力を発掘し、従来とは違う視点の情報を発信することにより、来道リピーターの再訪を促進する。
- IV 観光機構が作成した「訪日外国人来道者の増加に向けた市場分析レポート」を参考資料とする。

https://www.visit-hokkaido.jp/assets/file/document/2019/10/data1_file_95.pdf

(2) ランディングページを作成する。

- ① 掲載開始日：令和2年10月1日（木）

- ② ランディングページの構成及びデザインを提案すること。
ランディングページに必ずHOKKAIDO LOVEのデザインを入れること。HOKKAIDO LOVEのサイトを参考とする。
<https://hokkaidolove.jp/>
- ③ ランディングページにHOKKAIDO LOVEのリンクを貼ること。
<https://hokkaidolove.jp/en/>
- ④ 記事言語：中国語繁体字
- ⑤ 掲載記事：
- I 北海道の紅葉名所（コンテンツ1個400文字程度）
大雪山、知床、阿寒湖、三国峠、登別地獄谷、円山公園北海道神宮、北大銀杏並木、定山溪、支笏湖、ニセコ（アンヌプリ、神仙沼）、大沼公園、五稜郭公園、香雪園など
 - II 秋の美瑛特集（記事3,000文字以上）
 - III 2020年11月～2021年3月の冬のイベント情報（コンテンツ1個400文字程度）
札幌ホワイトイルミネーション、ミュンヘンクリスマス市 IN SAPPORO、札幌雪まつり、小樽雪灯りの路、定山溪雪灯路、支笏湖水濤まつり、函館クリスマスファンタジー、函館イルミネーション、函館海上冬花火、五稜星の夢、旭川冬祭り、層雲峡氷瀑まつり、阿寒冬華美、彩凜華、然別コタンなど
 - IV 冬のインスタ映えスポット（コンテンツ1個300文字程度）
推奨スポット：朝里駅、小樽天狗山、船見坂、ニングルテラス、伏見稻荷神社、七飯スノーパーク霧氷ピークカフェ、星野リゾートトマム 霧氷テラス、アイスヴィレッジ、野付半島、ジュエリーアイス、美瑛の丘、阿寒湖フロストフラワー、旭山動物園など
 - V 札幌周辺の雪遊びスポット（記事4,000文字以上）
 - VI 女満別空港、釧路空港を利用する道東モデルコース（記事6,000文字以上）
推奨スポット：網走流氷観光砕氷船オーロラ号、ワカサギ釣り、北浜白鳥公園、流水物語号、ウトロ温泉、流水ウォーク、冬の野生動物ウォッチング、摩周湖、屈斜路湖、阿寒湖、SL冬の湿原号、釧路和商市場、丹頂など
 - VII 函館エリア特集（記事6,000文字以上）
 - VIII 帯広、十勝エリア特集（コンテンツ1個400文字程度）
なつぞらロケ地情報、十勝牧場白樺並木、ジュエリーアイス、然別コタン、モール温泉、幸福駅、豚井、スイーツ、彩凜華、十勝川白鳥飛来地など
 - IX 冬の絶景温泉（コンテンツ1個300文字程度）
推奨スポット：然別コタン、コタン温泉、豊平峡温泉、丸駒温泉、ウトロ温泉、洞爺湖温泉、支笏湖温泉、湯の川温泉、養老牛温泉、十勝川温泉など
 - X 北海道桜名所（コンテンツ1個400文字程度）
五稜郭公園、松前城、函館公園、函館桜が丘通の桜並木、北斗桜回廊、北海道神宮、静内二十間道路桜並木、登別桜並木、優駿さくらロード、天狗桜など
 - XI 北海道のコロナ対策情報（宿泊施設、観光施設、交通機関など）
 - XII 北海道旅行に関するお得情報（宿泊、交通、飲食店など）
 - ※ 上記記事以外に、台湾、香港にはまだよく知られていないコンテンツを発掘し、情報、画像収集、記事作成を可とする。
 - ※ 掲載記事は社会情勢などにより、変更する場合あり
- ⑥ その他
- I 観光機構が提示する掲載記事に基づき、委託事業者が掲載可否確認、情報収集、画像

- 収集、記事作成、掲載を行うこと。
- II 画像については、下記の事項を注意すること。
- 高画質、高精細画像は必須とし、特に海外での知名度が充分ではない観光スポットの認知度を獲得する為、クオリティの高い画像が特に重要となる
 - 「日本らしさ」、「北海道らしさ」が表面に出ている画像がベスト。
- III 画像収集方法を企画提案書に明示すること。画像を買い取る場合、予算を見積りに明示すること。買い取った画像は、著作権を観光機構所有とすること。
- IV 掲載記事についてはネイティブチェックを行い、正確かつ自然な表現とする。
- V 新型コロナウイルス感染拡大関連を含む災害時などの突発的な記事投稿への対応については観光機構の指示により行うこと。
- VI 動画を掲載する場合、動画は観光機構が用意したものを使用すること。編集加工は適切に行うこと。
- VII 観光機構のサーバーを使用する。
- (3) 上記(2)で作成したランディングページを周知するための広告掲載を実施。訪日ウェブサイトのバナー広告、SNS広告、インフルエンサーによる広告を行い、ランディングページへ誘導する。
- ① 広告展開期間：
契約締結後～令和3年3月22日（月）
- ② 訪日ウェブサイトの提案
- I 台湾、香港人が旅行先を検討する際に利用する情報発信元となるウェブサイトをリサーチし、北海道観光情報を掲載する媒体として、最も効果的なメディアを提案すること。
- II 提案したウェブサイトの詳細データ（ユーザー数、ユーザー男女別、国別、年齢層、PV数など）を明記すること。
- III 提案したウェブサイトに、SNSソーシャルネットワークサービス（Facebook、Instagramなど）がある場合、フォロワー数を明記し、具体的に活用する手法を提案すること。
- ③ インフルエンサー、ブロガーによる広告
- I 台湾、香港で影響力のあるインフルエンサー、ブロガーを台湾、香港市場それぞれ1名以上活用すること。
- II 提案したインフルエンサー、ブロガーについて、下記の事項を明記すること。
- インフルエンサー、ブロガーの属性、活動内容
 - フォロワー数
 - フォロワー属性（インフルエンサーがどのようなファンを抱えているのか）
 - 記事の平均PV数
 - SNSの種類
 - 来道経験
- III 活用するインフルエンサー、ブロガーは候補として数名提案することを可とする。ただし、事業実施の際、提案した候補（インフルエンサー、ブロガー）から選定すること。
- ④ SNS（Facebook、Instagram等）を活用した情報発信
- I SNSを活用した情報発信手法を提案すること（SNS広告含む）
- II SNS広告は、寄せられたコメントへの返答を行うこと。
- (4) インフルエンサー、ブロガーによる北海道観光情報発信を行うこと。

- ① 候補者データ、取材有無、取材回数、情報発信回数、SNSの種類、記事文字数など具体的に明示すること。
 - ② 台湾、香港で影響力のあるインフルエンサー、ブロガーを台湾、香港市場それぞれ1名以上活用すること。活用するインフルエンサー、ブロガーは候補として数名提案することを可とする。ただし、事業実施の際、提案した候補（インフルエンサー、ブロガー）から選定すること。
 - ③ 海外からの招聘は不可とする。
- (5) 北海道観光のファンを増加し、リピーターの再訪を促進する為、Facebookにあるコミュニティグループなどの活用を提案すること。
- 例：
北海道函館、札幌、旭川、富良野真好玩, 風景美又棒!!!
<https://www.facebook.com/groups/196564213837380>
北海道旅游情報
<https://www.facebook.com/groups/Hokkaido.trip>
- (6) 上記以外で更なる宣伝効果や誘客に効果が期待できる企画の提案・実施を可とする。
- (7) 作成した記事や画像は、機構の他事業で二次利用できるよう権利関係を整理すること。
- (8) 事業実施内容の目標設定、効果測定、報告書の作成は以下のとおりとする。
- ① 目標（KPI）設定を行うこと。
 - ② Google アナリティクス等の分析ツールやその他データを基に、アクセス数やエンゲージメント数、ユーザー分析ならびに、潜在旅行客を含めた消費者、マーケットの市場嗜好・動向等を把握・分析し、次年度の取組の指針となるような報告書を作成すること。
尚、上記アクセス解析に活用する分析ツールの ID 及びパスワードを観光機構に報告し共有を行うこと。
- (9) 日本国内向けデジタルプロモーション
- ① 「新北海道スタイル」安心宣言、ポストコロナにおける観光スポット・宿泊施設・飲食店等の「安心・安全対策」をPRし、国内観光客誘致につなげる。
 - I 記事作成：北海道のコロナ対策情報（宿泊施設、観光施設、交通機関など）
 - II 画像：画像を掲載する場合、画像は委託事業者が用意する。
 - III 掲載媒体：北海道観光振興機構の日本語ウェブサイト「GOOD DAY北海道」。
<https://www.visit-hokkaido.jp>
 - IV 記事投稿は、観光機構が行う。
 - ② 「GOOD DAY北海道」のPV数の拡大を目的に、広告などを活用したプロモーションを実施することとし、具体的に広告手法を提案すること。
 - I SNS広告、GDN広告等を実施し、「GOOD DAY北海道」に掲載している秋、冬の記事へ誘導すること。
 - II 広告計画を具体的に明記すること。
 - III 日本国内向けの広告に係る費用は1,000,000円（税込）を上限とする。
 - IV PV数の目標については、35,000PV増を最低ラインとする。

8 参加表明

企画提案を提出する意思がある場合は、期日までに参加表明すること。

- (1) 表明期限：令和2年7月28日（火） 午後3時
- (2) 表明先：札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部
担当：坂口 E-mail：e_sakaguchi@visithkd.or.jp
佐藤 E-mail：s_taichiro@visithkd.or.jp
- (3) 表明方法 Eメールにて、参加の意思があることを表明する（書式自由）。

9 企画提案書及び見積依頼内容

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。

なお、企画提案書作成にあたっては、企画提案事項及びその提案の考え方のほか、下記の項目について企画提案書に記載すること。

(1) 企画提案事項の総括表

各提案事項をA4サイズ1枚に簡潔にまとめたものとする。

(2) 事業実績報告

観光機構事業の実績を含め、会社等の業務内容の他、海外での観光プロモーション事業の実績について、過去2年分を記載すること。

(3) 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制等を明記し、具体的に記載すること。

なお、企画提案者の業務担当者名については、提出する企画提案書の1部のみに記載し、残りについては、「A」、「B」などといった表現を用いて記載すること。

(4) 業務スケジュール

委託業務開始から終了までのスケジュールを具体的に記載すること。

(5) 見積書

各事業・項目の明細を記載すること。

- ① ランディングページを作成に必要な経費（制作費、掲載費、画像収集費、サーバー工事費等）
- ② 広告に係る経費
- ③ インフルエンサー、ブロガーを活用する情報発信に関する経費（取材費、記事制作費等）
- ④ Facebook コミュニティグループと連携し、情報発信に関する経費
- ⑤ その他諸経費

10 企画提案書作成上の留意点

- (1) 様式の規格はA4版/両面とする。ただし、全体的なイメージを伝えるうえで数ページA3用を折り込むことは可とする。
- (2) 企画提案は1社1提案とする。
(例：メディアの選定などでA案・B案と複数のメディアを記載し、事業実施主体側に選択を委ねている提案は、審査対象外とする。)
- (3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。

11 企画提案書の提出

- (1) 提出部数 5部（会社名、業務従事者氏名を記載したもの1部、記載しないもの4部）

- (2) 提出場所 札幌市中央区北3条西7丁目 緑苑ビル1階
公益社団法人北海道観光振興機構 誘客推進本部 海外誘客部
(担当：坂口、佐藤) 電話 011-231-6736
- (3) 提出期限 令和2年8月14日(金) **午後3時 ※時間厳守**
- (4) 提出方法 提出場所に持参または郵送(提出期限必着)すること。FAXやメールでの提出は不可。

12 企画提案に関するヒアリング

- (1) 提出いただいた企画提案についてヒアリング審査を行います。
- (2) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合、書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とします。
- (3) ヒアリング方法、日時及び場所は、別途お知らせします。
- (4) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなします。
- (5) ヒアリング時の追加資料の配布については認めません。
- (6) ヒアリング会場に入ることが出来るのは、6名までとする。

13 企画提案の評価基準

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

- (1) 業務遂行能力
北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行に当たっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。
- (2) 企画提案の目的適合性
市場の特性を的確に捉え、誘客促進に繋がる効果的な企画提案がされているか。
- (3) 実現性
事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案・スケジュールとなっているか。
- (4) 経済合理性
費用対効果が高い提案となっているか。

14 業務上の留意事項

- (1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として観光機構と受託者が協議して決定する。
- (2) 観光機構は受託者に対して、観光機構がこれまで取りまとめた資料等について可能な範囲で提供する。
- (3) 著作権、肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託事業者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 作成した北海道観光データ等に関して、観光機構のHPやイベントでの二次使用を認めることとし、見積金額にはその二次使用料、データ納品費を含めること。

15 再委託について

再委託の予定がある場合は、下記の要件を遵守すること。

また、再委託先の事業者名、住所、金額、業務範囲を記載し、予め当機構の承諾を得ること。

- (1) 「業務の主たる部分」(業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等)
・・・再委託を行うことはできない。
- (2) 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務
・・・再委託に際し当機構の承諾を要する。
- (3) 「軽微な業務」(コピー、ワープロ、印刷製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻

訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等)

・・・再委託に際し当機構の承諾を要さない。

16 その他

- (1) 提出された企画提案書は、参加要請者の選定及びプロポーザルの特定以外には、提出者に無断で使用しない。
- (2) 公正性、透明性、客観性を期するため、企画提案書は公表する場合がある。
- (3) 手続きで使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

以上

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光振興機構が発注する「令和2年度デジタルメディアを活用した情報発信事業（台湾、香港、日本国内市場ミレニアル世代向け）」（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和2年度デジタルメディアを活用した情報発信事業（台湾、香港、日本国内市場ミレニアル世代向け）」受託コンソーシアム（以下、「本コンソーシアム」という。）と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) _____

(2) _____

(3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は_____とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本

業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者 (所在地)
(名称)
(代表者) ⑩

構成員 (所在地)
(名称)
(代表者) ⑩

構成員 (所在地)
(名称)
(代表者) ⑩